



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1458 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
1459 農用地利用配分計画の認可	(経営支援課)..... 5
1460 木材業者等の登録の変更	(林業振興課)..... 5
1461 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容	(森林整備課)..... 5

○ 正誤

平成26年11月12日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第99号中 6
--	---------

告 示

和歌山県告示第1458号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 大阪府泉佐野市上瓦屋558

氏名 株式会社フタバ

代表取締役 松浪雅彦

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県岩出市高塚20

名称 株式会社フタバ和歌山染工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1-1から1-4までのとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとお

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3-1及び3-2のとお

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年11月25日から同年12月16日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市役所

別表1-1

種 類	第19号へ 漂白機及び漂白そう		第19号へ 漂白機及び漂白そう	
	基 数	2		3
能 力	800kg/回・基		1000kg/回・基	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	7:00-22:00		7:00-22:00	
1日当たりの使用時間	8時間/1基		8時間/1基	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	9.0-10	10-11	9.0-10	10-11
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	340	400	340	400
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	360	450	360	450
浮遊物質 (SS) (mg/L)	110	120	110	120
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	30	35	30	35
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	25	30	25	30
リン含有量 (T-P) (mg/L)	3.0	5.0	3.0	5.0
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	185.3	265.7	347.7	498.3

別表1-2

種 類	第19号ト 染色施設		第19号ト 染色施設	
	基 数	1		1
能 力	50kg/回・基		130kg/回・基	
工事着手予定年月日	許可後		許可後	
工事完成予定年月日	許可後		許可後	
使用開始予定年月日	許可後		許可後	
使用時間間隔	7:00-17:00		8:00-17:00	
1日当たりの使用時間	1時間30分×5回		1時間30分×4回	
使用の季節的変動	なし		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	9.0-10	10-11	9.0-10	10-11
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60	65	60	65
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	85	130	85	130
浮遊物質 (SS) (mg/L)	16	25	16	25
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	3	4	3	4
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	0.9	1.5	0.9	1.5
リン含有量 (T-P) (mg/L)	0.3	0.6	0.3	0.6
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	12.0	16.9	31.2	43.9

別表1-3

種 類	第19号ト 染色施設	第19号ト 染色施設
基 数	1	1
能 力	200kg/回・基	2-20m/分
工事着手予定年月日	許可後	許可後
工事完成予定年月日	許可後	許可後
使用開始予定年月日	許可後	許可後
使用時間間隔	8:00-17:00	9:00-16:00
1日当たりの使用時間	1時間30分×4回	6時間
使用の季節的変動	なし	なし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	9.0-10	10-11
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60	65
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	85	130
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	16	25
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	3	4
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	0.9	1.5
燐含有量 (T-P) (mg/L)	0.3	0.6
当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量 (m ³ /日)	47.8	67.7

別表1-4

種 類	第19号ト 染色施設
基 数	1
能 力	2-10m/分
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	許可後
使用開始予定年月日	許可後
使用時間間隔	9:00-16:00
1日当たりの使用時間	6時間
使用の季節的変動	なし
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	8.0-9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	65
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	180
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	8
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	0.5
燐含有量 (T-P) (mg/L)	0.2
当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大の量 (m ³ /日)	54.0

別表2

種類及び型式	活性汚泥式排水処理装置			
構造	鉄筋コンクリート製			
主要寸法	W18.0m×L22.0m×H10.0m			
能力	1940m ³ /日			
汚水等の処理方式	活性汚泥処理			
工事着手予定年月日	既設			
工事完成予定年月日	既設			
使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔	連続			
1日当たりの使用時間	24時間			
使用の季節的変動	なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後
水素イオン濃度(水素指数) (pH)	9-10	5.8-8.6	9-11	5.8-8.6
生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	247	85	293	100
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	267	85	343	100
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	90	85	110	100
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	22	20	30	26
窒素含有量 (T-N) (mg/L)	17.6	10	22.5	20
リン含有量 (T-P) (mg/L)	2.3	1.5	3.9	3.0
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量 (m ³ /日)	1360	1360	1940	1940

別表3-1

		排水口No.1 (工場排水)		排水口No.2 (生活排水)	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		1360	1940	0.6	0.8
排出水の汚染状態	水素イオン濃度(水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	85	100	10	15
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	85	100	10	15
	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	85	100	5	10
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (mg/L)	20	26	3	5
	窒素含有量 (T-N) (mg/L)	10	20	18	23
	リン含有量 (T-P) (mg/L)	1.5	3.0	2.5	4.0
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	1000	<3000

別表3-2

		排水口No.3 (生活排水)		排水口No.4 (雨水)	
		通常	最大	通常	最大
排出水の量 (m ³ /日)		0.1	0.1	雨水	雨水
排出水の汚	水素イオン濃度(水素指数) (pH)	5.8-8.6	5.8-8.6	—	—
	生物学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	10	15	—	—
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	10	15	—	—

染 状 態	浮遊物質量 (SS)	(mg/L)	5	10	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex)	(mg/L)	3	5	—	—
	窒素含有量 (T-N)	(mg/L)	18	23	—	—
	燐含有量 (T-P)	(mg/L)	2.5	4.0	—	—
	大腸菌群数	(個/cm ³)	1000	<3000	—	—

和歌山県告示第1459号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成26年11月14日に認可した。

平成26年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第3号-1	西牟婁郡白浜町才野字本野平504-2外2筆
平成26年度第3号-2	西牟婁郡白浜町中字小森1893-1外2筆
平成26年度第3号-3	西牟婁郡白浜町栄字長手1060-1外4筆

和歌山県告示第1460号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成26年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
南紀森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 勝山高嘉	代表理事組合長 寺田展治	平成 26.7.7

和歌山県告示第1461号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成26年11月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、海草振興局及び和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年12月16日から平成27年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、

又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

- (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成26年9月3日から同年11月25日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

正 誤

正 誤

平成26年11月12日付け和歌山県報号外和歌山県選挙管理委員会告示第99号中

ページ	誤	正
1	205,063人	203,798人